

風致地区内において太陽光発電設備の設置や 木竹の伐採等を計画されている事業者の皆様へ

(主な法手続きの窓口のお知らせ)

彦根市の風致地区内において、太陽光発電設備の設置や木竹の伐採等にかかる行為をされる場合、「滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例」または「彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下「風致条例」という。)」の規定に基づき、事前に許可が必要となります。また、彦根市景観条例(彦根市景観計画)も関係してきますので内容確認をしてください。

その他にも指定工作物の事前協議、森林法などに基づく許可または届出などが必要な場合がありますので、これら法令などに基づく必要な手続きについて、遺漏のないよう、それぞれの窓口にお問い合わせください。

なお、木竹の伐採や太陽光発電設備の設置など、周囲への影響が大きなものを計画されている場合は、地元関係者への周知に努めていただきますようお願いいたします。

記

風致条例、景観条例(景観計画)に関する窓口

- 彦根市都市政策部建築指導課景観まちなみ室

彦根市元町4番2号彦根市役所2階 TEL:(0749)30-6148

指定工作物に関する窓口

- 彦根市都市政策部都市計画課

彦根市元町4番2号彦根市役所2階 TEL:(0749)30-6124

森林法に関する窓口

- 彦根市産業部農林水産課(農村整備係)

彦根市元町4番2号彦根市役所3階 TEL:(0749)30-6118

- 滋賀県中部森林整備事務所

東近江市八日市緑町7-23 TEL:(0748)22-7718

行為の種類によって、上記窓口が代わります。

自然公園法・条例に関する窓口

- 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課(自然公園・企画係)

大津市京町四丁目1番1号 TEL:(077)528-3481

- 滋賀県湖東環境事務所

彦根市元町4番1号 TEL:(0749)27-2255

行為の内容によって、上記窓口が代わります。

文化財保護法に関する窓口

- 彦根市観光文化戦略部文化財課(文化財係)

彦根市元町4番2号彦根市役所3階 TEL:(0749)26-5833

その他

- 行為の内容により、都市計画法、建築基準法、河川法、彦根市屋外広告物条例等などに規定される手続きが必要な場合がありますので遺漏のないようにしてください。